

○湖南衛生組合特別職の職員の給与に関する条例

昭和36年8月1日
条例第4号

第1条 [この条例](#)は、湖南衛生組合特別職の職員(以下「管理者等」という。)に支給する給与等について定めることを目的とする。

(昭40条例3・一部改正)

第2条 [前条](#)の職員には、給料又は報酬を支給する。

第3条 管理者等の給料又は報酬は、次に掲げるとおりとする。

(1) 管理者 月額 43,000円

(2) 副管理者 月額 35,000円

(3) 監査委員 日額 24,000円 ただし、議会選出の監査委員の日額は14,000円とする。

(昭38条例1・昭39条例2・昭43条例4・昭46条例3・昭49条例4・昭52条例3・昭54条例2・昭56条例2・昭60条例3・昭63条例3・平2条例3・平4条例3・平13条例4・平19条例1・一部改正)

第4条 新たに管理者等(監査委員を除く。[次条](#)において同じ。)になった者については、その日から給料を支給する。

(平23条例2・一部改正)

第5条 管理者等が任期満了、退職、辞職により管理者等でなくなったときは、その日までの給料を支給する。

2 管理者等が死亡により管理者等でなくなったときは、その当月分までの給料を支給する。

(平23条例2・一部改正)

第5条の2 [前2条](#)の規定により給料を受ける場合であって、月の初日から受けるとき以外のとき又は月の末日まで受けるとき以外のときは、その給料の額は、その月の現日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りによって計算する。

(平23条例2・追加)

第6条 管理者等の給料又は報酬の支給日は、毎月末日とする。

2 監査委員の報酬は、月の初日から月の末日までの間における勤務日数により計算したその総額を[前項](#)の支給日に支給する。

(平23条例2・一部改正)

第7条 特別職の職員が職務のため、武蔵野市、小金井市、小平市、東大和市及び武蔵村山市の地域外に出張したときは、[別表](#)によりその費用を弁償する。

(昭45条例3・昭45条例5・一部改正)

第8条 [この条例](#)の施行について、必要な事項は管理者が別にこれを定める。

付 則

[この条例](#)は、公布の日から施行する。

付 則(昭和38年4月2日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和38年3月1日から適用する。

付 則(昭和39年3月14日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和39年4月1日から適用する。

付 則(昭和40年6月30日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行し、別表の改正規定は、昭和40年4月1日から、その他の改正規定は、昭和40年5月1日から適用する。

付 則(昭和43年3月15日条例第4号)

この条例は、昭和43年4月1日から施行する。

付 則(昭和45年4月1日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和45年4月1日から適用する。

付 則(昭和45年12月22日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行し、東大和市については昭和45年10月1日より、武蔵村山市については昭和45年11月3日から適用する。

付 則(昭和46年3月10日条例第3号)

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

付 則(昭和48年10月2日条例第7号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和48年10月1日から適用する。
- 2 改正後の別表の規定は、昭和48年10月1日以後に出発する出張及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する出張のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該出張のうち同日前の期間に対応する分及び同日前に完了した出張については、なお従前の例による。

付 則(昭和49年4月15日条例第4号)

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

付 則(昭和52年3月31日条例第3号)

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

付 則(昭和54年4月1日条例第2号)

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

付 則(昭和56年3月23日条例第2号)

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

付 則(昭和60年3月20日条例第3号)

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

付 則(昭和63年3月26日条例第3号)

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

付 則(平成2年3月12日条例第3号)

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

付 則(平成3年3月5日条例第2号)

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

付 則(平成4年9月3日条例第3号)

この条例は、平成4年10月1日から施行する。

付 則(平成13年11月21日条例第4号)

この条例は、平成14年1月1日から施行する。

付 則(平成19年2月16日条例第1号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

付 則(平成23年2月2日条例第2号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

別表

(昭45条例3・全改、昭48条例7・昭54条例2・昭60条例3・平3条例2・一部改正)

鉄道賃	船賃	車賃	日当		宿泊料	航空賃	食事料
			宿泊を要しない出張	宿泊を要する出張			
上級	1等	実費	2,600円	2,600円	14,800円	実費	2,600円

備考 路程30キロメートル未満の出張の場合における日当の額並びに固定宿泊施設に宿泊しない場合における宿泊料の額は、それぞれ定額の3分の2に相当する額とする。